

令和5年度
三輪小学校区まちづくり協議会
定期総会議案書

日時：令和5年5月18日（木）

19時00分～

場所：まちづくり協働センター

多目的ホール3



三輪小学校区まちづくり協議会

総 会 次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 オブザーバー紹介

4 総会成立の報告

5 議長選出

6 議事録署名人の選任

7 議事

(1) 議案第1号 令和4年度事業報告

(2) 議案第2号 令和4年度会計決算報告・監査報告

(3) 議案第3号 令和5年度役員改選(案)

(4) 議案第4号 令和5年度事業計画(案)

(5) 議案第5号 令和5年度予算(案)

8 議長退任

9 その他

10 閉会

令和 4 年度 事業報告

(活動内容)

1 地域の情報発信

(1) 広報誌「まち協だより」の発行

三輪小学校区にお住まいの方々に事業報告や行事案内の周知を図るため、広報紙「まち協だより」を発行し、全戸に配布しました。

◇夏号 発行時期 令和 4 年 6 月 配布枚数 約 3, 200 部

◇春号 発行時期 令和 5 年 3 月 配布枚数 約 3, 200 部

(2) 個別事業の情報発信、行事の募集チラシを全戸に配布しました。

◇「防災体験学習」 令和 4 年 8 月 配布枚数 約 3, 200 部

◇「アマゴ・マス掴み大会」 令和 4 年 10 月 配布枚数 約 3, 200 部

◇「10 年後の三輪小校区を語る会」 令和 4 年 11 月 配布枚数 約 3, 200 部

◇「ふれあいコンサート」 令和 4 年 12 月 配布枚数 約 3, 200 部

※新たに三輪小学校区まちづくり協議会の公式 Instagram を作りました。



2 健康増進及び地域福祉

(1) サポートみわ支援事業

活動支援（携帯代・ボランティア保険）

(2) こども食堂支援事業

まち協だよりで、みわっ子食堂・こみんか子ども食堂「ひだまり」の活動紹介及び住民への支援の呼びかけ

みわっ子食堂支援：保険・消耗品・広報代・連絡の対応・会議室の予約を支援

ふれあいコンサート募金をみわっ子食堂へ寄贈

3 防災及び防犯

◆防災体験学習

未曾有の災害に備えて、兵庫県広域防災センターへ行き防災体験や訓練を実施しました。

◇開催日時 令和 4 年 8 月 21 日(日)9 時～13 時

◇行き先 兵庫県広域防災センター（三木市）

◇内容 学習ガイダンス・水消火器訓練・煙避難体験・起震車による地震体験・消防関係車両見学

◇参加人数 未就学児から小人 11 名 ・大人 16 名 計 27 名

4 地域交流・多世代交流

(1) いきいき百歳体操

健康増進と仲間づくりを目的として、気軽に誰もが参加できる「いきいき百歳体操」を実施しました。感染者の多い時期は一時的に休止し、再開時には、LINE や電話で参加を呼びかけました。

◇休止時期 令和 4 年 1 月 21 日(金)～3 月 25 日(金)、8 月 12 日(金)～9 月 9 日(金)

◇開催日時 毎週金曜日 10:30～11:15 令和 5 年 3 月 17 日迄で年間 43 回(通算 149 回)

◇開催場所 まちづくり協働センター多目的ホール

(2) みんなではじめるおうちスマホ体験教室

総務省利用者向けデジタル活用支援推進助成事業として、三田市、阪急阪神ホールディングス、株式会社いきいきライフ阪急阪神主催の「みんなではじめるおうちスマホ体験」を実施。

高齢者がスマホの使い方やズームなどの使い方を学び、オンラインでスマホを使っておうちから楽しくいきいき百歳体操に参加するプログラムができました。個別相談会もあり、百歳体操に行けない時でもおうちで体操ができるようになりました。

(3) アマゴ・マス掴み大会

令和4年11月5日(土) 10時～14時 市野外活動センター 参加者：40名

三田市浄水施設課より水の大切さについて説明いただいたあと羽東川漁業組合・小柿漁区の方からアマゴ・マスの掴み取り、内臓の処理を教えて頂き、竹串に刺して炭火焼きをして食べました。

コロナ禍での開催であったが、現地集合・現地解散をして屋外で開催。多世代交流の非常によい機会になりました。

定員を大幅に超える多数の申し込みがあり、非常に人気がありました。

(4) ふれあいコンサート

令和5年1月15日(日) 14時～16時15分 まちづくり協働センター多目的ホール

参加者：約90名

出演者：武村愛子さん(ソプラノ)、吉田由紀子さん(伴奏)、前田嵩人さん(ピアノ)

最後に「ふるさと」を参加者全員で歌い楽しいひとときを過ごしました。

(5) 有馬高校フィールドワーク

令和5年3月8日(水) 10時40分～11時20分 まちづくり協働センター多目的ホール3

参加者：まち協4役、有馬高校生徒29名、有馬高校教員2名

目的：“三田市の課題を発見し、魅力化を考える”プログラムの一環として、有馬高校生徒たちが、先行的に三田市駅前再開発地域周辺をフィールドワークし、次年度からの探究に生かされるよう調査の協力をしました。

5 地域計画策定

地域計画の策定に向けて、「10年後の三輪を語る会(ワークショップ)」を実施しました。

開催日：令和4年12月6日(火) 19時～21時 まちづくり協働センター多目的ホール

参加者：区長 5名 ・民生委員 2名 ・構成団体 5名 ・一般 5名 ・市議会議員 1名
大学生 6名

話し合いで、地域活動の担い手不足と言った課題や、今後は大学生と地域がもっとつながることができたらよいというような様々な意見が出されました。

6 会議関係

4役会 12回

役員会 2回

令和4年度定期総会 書面決議にて実施 1回

2022年度 三輪小学校区まちづくり協議会 収支決算
事業期間 2022年4月1日 ～ 2023年3月31日

収入金額 2,022,994 円
支出金額 2,022,950 円
差引残高 44 円 (繰越、利息分のみ繰越)

(収入の部)

単位 円

科目	予算額	決算額	差異	内容説明
地域交付金	2,000,000	1,932,134	△ 67,866	差額を返納
他補助金	0	70,000	70,000	防災研修兵庫県安全の日補助
自主財源等	0	0	0	
参加費	12,000	17,500	5,500	防災研修参加費、アマゴ・マス掘み大会参加費
その他収入	0	3,316	3,316	三井住友海上前年度分戻り、他
雑収入	0	8	8	貯金利息、他
前年度繰越金	36	36	0	
収入計	2,012,036	2,022,994	10,958	

(支出の部)

単位 円

科目	予算額	決算額	差異	内容説明
賃金	1,000,000	985,151	△ 14,849	事務局人件費、等
報償費	50,000	45,000	△ 5,000	コンサート演奏謝礼
旅費	0	0	0	
需用費	287,000	234,083	△ 52,917	事務用品、広報紙発行経費、等
役務費	196,000	236,619	40,619	電話代、郵送代、保険料等、ネット回線使用料、等
委託料	74,000	79,500	5,500	ホームページ管理費、等
使用料及び賃借料	355,000	430,904	75,904	事務所賃料、等
原材料費	0	0	0	
備品購入費	50,000	11,693	△ 38,307	冷蔵庫
年度内支出計		2,022,950		
予備費	36	44	8	
支出計	2,012,036	2,022,994	10,958	

2022年度 三輪小学校区まちづくり協議会 資産状況報告
2023年3月31日 時点

現金資産

No	種類	銀行/支店名・口座番号等	日付	資産額	備考
1	銀行口座	兵庫六甲農業協同組合 三輪支店 普通 00888 72 三輪小学校区まちづくり協議 会 名義	2023年4月4日	¥44	返納後資産 前年度当初資産 +利息 分
		本行空白			
	資産額計			¥44	

備品類資産

No	種類	品名・型番等	取得日	取得額 (税別)	備考
1	パソコン	VersaPro-J タイプ VF PC-VJV25FBGS31	2018年8月6日	¥113,000	
2	プリンター	カラリオ EP-979A3 A3インクジェットプリン ター	2018年8月6日	¥29,600	2021/8/22 不調の為、処 分
3	電話機 (FAX機能付)	おたつくす KX-PD205DL	2018年8月6日	¥13,800	2021/8/22 不調の為、処 分
4	コミュニティ 麻雀	コミュニティ麻雀1セット	2018年12月13日	¥55,660	
5	カメラ	デジタルカメラ ソニー DSC WX500 B	2019年8月14日	¥34,000	
6	プリンター	ブラザーブルビオ プリンター複合機 MFC-J6583CDW A3対応	2021年8月5日	¥31,500	
7	冷蔵庫	アイリスオーヤマ冷蔵庫 小型45L IRSD-5A-W	2023年3月30日	¥11,693	
		本行空白			
	取得額計			¥245,853	処分済分を除く

*取得額が単価¥10,000以上(税別)の備品を資産として管理するものとする

令和4年度 会計監査報告

令和5年4月12日（水）まちづくり協働センターにおいて、
令和4年度三輪小学校区まちづくり協議会の会計監査を実施した結
果、帳票類及び証拠書類は正確かつ適正に処理されていることを認め
ます。

令和5年5月18日

監査 廣田 武司 印

監査 室山 忠昌 印

(捺印済み原本は会計担当が保管)

令和 5 年度役員改選(案)

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	靱井 二三男	三輪地区区長・自治会長会
副 会 長	梶谷 幹博	区長会から推薦
副 会 長	細谷 三男	自主防災会（高次区） 区長会から推薦
会 計	上田 さとみ	区長会から推薦
事務局長	小田 光穂	三輪地区区長・自治会長会
理 事	平岡 忠隆	民生委員・児童委員
理 事	北 小代子	老人会（新地松寿会）
理 事	鳥井 忍	スポーツクラブ 21 三輪
理 事	瀬尾 翔太	三輪校園 P T A
理 事	本多 淳二	みわっ子食堂運営協議会
理 事	中林 久	防犯協会三輪南支部
理 事	北畑 幸男	ふれあい活動推進協議会
理 事	大西 奈香子	健康推進員
理 事	土橋 隆史	青少年補導員
理 事	赤井 雄二	サポートみわ
監 査 役	廣田 武司	三輪地区区長・自治会長会
監 査 役	室山 忠昌	三輪地区区長・自治会長会

令和 5 年度事業計画（案）

<p>活動の目的</p>	<p>協議会は、各団体組織間の情報交換、相互の活動の連携を深め、協力を図ることにより三輪小学校区のよりよいまちづくりを推進し、安全で安心できる地域づくりを行うための支援を目的とする。</p>
<p>活動の内容</p>	<p>協議会は、活動の目的を達成するために、下記の内容について市民団体・民間団体・行政など様々な主体との協働を通じて、まちづくりの推進を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の情報発信 <ol style="list-style-type: none"> (1) 広報誌の発行とホームページの更新等 2 健康増進及び地域福祉 <ol style="list-style-type: none"> (1) サポートみわ支援事業 (2) 子どもの居場所づくり支援事業（こども食堂支援） 3 防災及び防犯 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災学習 4 地域交流・多世代交流 <ol style="list-style-type: none"> (1) いきいき百歳体操 (2) こども大学の設立の検討について (3) こみんか学生拠点との連携 (4) アマゴ・マス掴み大会 (5) ふれあいコンサート 5 地域計画策定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 三輪小学校区地域計画の策定事業
<p>活動の工夫</p>	<p>まちづくり協働センターに拠点となる事務所を置くことで、各種団体の情報共有や地域活動の相互連携を進めるとともに、地域のあり方や地域力の向上を目指していくため、各種団体の支援や、地域、学校、家庭（保護者）の協働による取り組みなどを支援していく。</p>

2023年度 三輪小学校区まちづくり協議会 収支予算 (案)

2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

(収入の部)

単位 円

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異	内容説明
地域交付金	2,000,000	2,000,000	0	三田市地域交付金
他補助金	0	0	0	
参加費等	12,000	12,000	0	アマゴ・マス掴み大会参加費
自主財源等	0	0	0	
前年度繰越金	44	36	8	
収入計	2,012,044	2,012,036	8	

(支出の部)

単位 円

科目	本年度予算額	前年度予算額	差異	本年度予算の内訳		内容説明
				交付金	その他	
賃金	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000		事務局人件費
報償費	30,000	50,000	△ 20,000	30,000		講師、出演者等、謝礼
旅費	0	0	0	0		
需用費	323,000	287,000	36,000	323,000		事務用品、チラシ等印刷費、広報紙発行経費、その他消耗品等
役務費	190,000	196,000	△ 6,000	190,000		電話代、郵送代、保険料等、ネット回線使用料
委託料	74,000	74,000	0	62,000	12,000	アマゴ・マス掴み大会
使用料及び賃借料	355,000	355,000	0	355,000		事務所賃料
原材料費	0	0	0	0		
備品購入費	40,000	50,000	△ 10,000	40,000		
予備費	44	36	8	0	44	
支出計	2,012,044	2,012,036	8	2,000,000	12,044	

添付資料

添付資料-① 三輪小学校区まちづくり協議会規約

三輪小学校区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、三輪小学校区まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

2 協議会の事務所は、まちづくり協働センター内に置く。

(対象区域)

第2条 協議会の対象区域は、三輪小学校校区（以下、「校区」という。）とする。

(目的)

第3条 本協議会は、各団体組織間の情報交換、相互の活動の連携を深め、協力を図ることにより三輪小学校区によりよいまちづくりを推進し、安全で安心できる地域づくりを行うための支援を目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議し、市民団体・民間団体・行政など様々な主体との協働を通じて、まちづくりの推進を図る。

- ① 様々な団体との連携と情報の共有化に関すること。
- ② 防災・防犯など地域の安全に関すること。
- ③ 生活環境の向上支援に関すること。
- ④ ニーズに応じた地域活動に関すること。
- ⑤ 地域計画づくりと効率的、効果的活動の実現に関すること。
- ⑥ その他目的達成に必要なこと。

2 協議会は、活動にあたって、特定の宗教活動又は政治活動を目的とする活動は行わない。

第2章 組織及び役員

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める各種団体等で構成する。

2 協議会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監査役 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 監査役は、他の役員を兼ねることはできない。

4 総会の承認を得て、協議会に顧問を置くことができる。

(役員等の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代行する。

- 3 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 5 理事は、協議会の会務を執行する。
- 6 監査役は、協議会の会計について監査を行い、毎年定期総会に報告する。
- 7 顧問は、会長の要請に応じて会議に出席し、協議会の運営及び活動に関して意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、定期総会の日から次の定期総会の終結の時までとする。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、協議会の最高議決機関とし、構成団体等(別表)の代表者及び代表者が推薦する者(以下、「委員」)によって構成する。

- 2 総会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算報告に関する事項
 - (3) 協議会の組織、構成団体、委員に関する事項
 - (4) 役員選任に関する事項
 - (5) 規約の改廃に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し重要な事項
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、委員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
- 5 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによることとする。
- 7 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったときは、その都度臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議事録)

第10条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(議事録の公開)

第11条 校区住民および校区活動団体は、会長に申出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。

- 2 会長は、協議会の活動内容を広く周知するため、総会の議事要旨について、さまざまな手法により公開しなければならない。

(役員会)

第12条 役員会は第6条第1項第1号から5号までに定める者をもって構成する。

2 役員会は、次の各号に掲げる事項を評議決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告及び決算報告の作成に関する事項
- (3) 評議決定した事項を校区住民に周知する事項
- (4) 協議会の運営に関し緊急を要する重要事項
- (5) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 前項第4号の事項を評議決定したときは、会長は次の総会においてこれを報告し、その承認を求めることとする。

4 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

5 役員会は、役員会構成員の過半数(委任状を含む。)の出席をもって成立する。

6 役員会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第13条 専門部会は、必要に応じて専門的な事項について活動を行う場合に設置することができる。

2 専門部会は、会長及び委員が推薦する者をもって構成する。

3 専門部会は、専門部会員の互選により、部会長及び副部会長を選出する。

4 専門部会長は、専門部会を代表し会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 前条第4項から第7項までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第4項から第7項までの規定中、「役員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

第4章 事業計画および予算

(事業計画及び予算)

第14条 協議会の事業計画及び予算は、役員会がその案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

2 事業計画及び予算を変更するときは、前項の規定を準用する。

(事業報告及び決算報告)

第15条 協議会の事業報告及び決算報告は、毎会計年度終了後速やかに役員会が作成し、監査役の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 協議会の事務を円滑に執行するため、事務局を置くことができる。

2 事務局は、協議会の事務を処理する。

3 事務局の運営に関する事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

第6章 会計等

(経費)

第17条 協議会の経費は、交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査と報告)

第19条 監査役は、会計年度終了後に監査（会計監査及び業務監査）を行い、総会に報告する。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第20条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

2 校区住民は、会長に申出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。

但し、個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

第7章 その他

(帳簿書類の保存期間)

第21条 会計に関する帳簿及び保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 収支予算書及び収支決算書 5年
- (2) 帳簿等 5年
- (3) 計算書類及び証拠書類 5年
- (4) その他関係書類 5年

第8章 補則

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月22日から施行する。

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

この規約は、令和3年5月27日から施行する。

この規約は、令和4年5月26日から施行する。

別表（第5条、第9条関連）

構成団体等	委員数
区・自治会	14名
民生委員・児童委員	1名
老人会	1名
スポーツクラブ21三輪	1名
三輪校P T A	1名
防犯協会	1名
ふれあい活動推進協議会	1名
健康推進員	1名
青少年補導員	1名
自主防災会	1名
サポートみわ	1名
みわっ子食堂運営協議会	1名
その他の団体及び住民	若干名